

【特定のテーマ：道有林野事業特別会計及びこれに関連する財務】

改善を要する事項	講じた措置
<p>1 監査の総括</p> <p>現行の道有林野に係る事業費は、特別会計と一般会計のそれぞれに計上されているので、歳入歳出の全体が不明確であるほか、森林の機能区分ごとの費用対効果及び道有林管理センター別等の収支が把握されていない。</p> <p>今後は、これらが明確になるような計算システムを構築し「費用対効果」を数値化して、事前・事後の評価ができるように管理することが望まれる。</p> <p>また、次の道有林基本計画の策定に当たっては、より効率的な事務執行や組織体制の確立により、これまで以上に経費節減に努めるとともに、道有林の基本的な役割及び経費の負担の在り方、道有林に係る全体の歳入歳出、森林の機能区分ごとの整備目標や費用対効果などを明らかにして、専門家を含めて広く道民の意見を取り入れて検討されることを期待する。</p>	<p>道有林野事業会計方式については、道有林基本計画の始期である平成14年度に「公益性を全面的に重視する森林の取扱い」等を基本とする考えの下に特別会計を廃止し、一般会計へ移行したことに伴い、道有林に係る歳入歳出予算は、道有林の整備、管理に関するものと他部課で所掌するものとを整理して計上しました。</p> <p>なお、「費用対効果」の計数化などについては、今後、庁内関係部課との連携や国の動向なども踏まえつつ、研究に取り組んでまいりたいと考えており、当面、森林の状態に応じた、濁水発生抑制効果など、道立林業試験場が行う、河川水質（濁度）調査に協力し、情報収集を行うこととしております。</p> <p>また、道有林基本計画については、事前に道民意見を直接聴取したほか、森林審議会から「適当」との意見をいただき、平成14年度から10年間の計画として平成14年3月に策定しました。</p>
<p>2 販売事業について</p> <p>(1) 販売予定価格の算定について</p> <p>開差率が上昇しているのは、近年、道内において国有林や道有林から販売される立木の絶対量が減少し競争を激化させていることが要因の一つと考えられる。</p> <p>現行の価格評定は伐採・造材等の平均的な工程を用いて作成されているため、業者の造材技術力、販売ルートの有無や年間の事業執行計画等の様々な要因により、業者間で入札時の評価に大きな差が生じる場合が考えられる。</p> <p>しかし、開差率が特に大きな事例があることを鑑みると、一方では、評定に当たっての調査技術や評定方法の検証も必要ではないかと考える。特に、現行の「立木価格評定要領」は、従来のチェンソーやトラクタによる伐出作業を前提として事業費を積算しているが、</p>	<p>高性能林業機械等の導入による作業システムを評定要領の中で取り扱えるよう、高性能林業機械の導入状況並びにプロセッサを主体とする作業システムの功程調査等を行っているほか、調査技術研修会等の参加者意見や市場動向等の分析を行い、平成16年度を目途に積算基準を改正することとしております。</p>

<p>近年の高性能林業機械の導入による造材形態への移行を考慮に入れると、今後は、造材形態や市場の動向等の現状分析を的確に行い、実態に合った積算基準について検討する必要があると考えられる。</p>	
<p>(2) 林産協同組合に対する販売について</p> <p>林産協同組合に対しては、その育成強化を図る必要があるとの理由から、販売予定量を作成のうえ、随意契約により計画的に販売を行っている。</p> <p>林産協同組合及びその構成員については、その活動状況、道有林野材等への依存度等は把握されているものの、決算書等は入手されておらず、経営状況の把握が行われていないのが実態である。したがって、林産協同組合への随意契約による販売は、その必要性について不断に検討された結果ではないものと考えられる。</p> <p>以上の状況及び道有林野事業の経営状況を勘案すると、随意契約による林産協同組合に対する販売については、その必要性や在り方について検討すべきではないかと考えられる。</p>	<p>林産協同組合への販売については、平成13年10月に道有林の森林施業の担い手を確保することを目的とした「道有林の森林施業における共同事業の推進に関する基本方針」を定め、林業事業体の再編集約（道有林管理区ごとに1事業体）による中核事業体の形成と共同事業化の推進を図ったことにより、平成14年度から中核事業体が作成する森林施業共同事業推進計画に基づく共同事業の推進に必要な立木について随意契約として販売することとしました。</p>
<p>(3) 製品販売について</p> <p>一部の製品販売において、立木販売にした方が収益が高いと認められる事例もあり、経済性を十分留意しないままに、造材部門を持たない製材業者や小規模な需要者等に製品販売により材を供給している。</p> <p>最適な条件で木材販売し、道有林の効率的な経営を図るためには、販売の対象となる立木が立木として販売するか付加価値を高めて製品販売するかについて比較検討して判断すべきではないかと考えられる。</p> <p>造材部門を持たない製材業者や小規模需要者等に対しては、別の観点から検討が望まれる。</p>	<p>製品販売につきましては、事業箇所の分散化による事業の非効率化や経済性などの観点から、平成14年度から中止しました。</p> <p>また、小規模事業者等に対しては、今後、資材の入手先などの情報の提供に努めてまいります。</p>
<p>3 団地育林の工事請負費について</p> <p>経営区によって分割している団地の数は異なっており、各団地とも予定金額のほぼ100%に近い金額で契約されている状況にある。</p> <p>直接費は育林事業標準工程表に基づいて積算されるが、諸経費は直接費に所定の率を乗じて、間接事業費は直接事業費に所定の率を乗じて算出される。</p> <p>直接費が2,400万円のものを一括して発注した場合と、3団地に分割して発注した場合を比較すると、約4%の事業費の削減が可能となる。</p> <p>このように育林事業費の削減を図る観点から、また、</p>	<p>団地育林については、請負事業体の集約化を平成13年度に終了し、平成14年度から管理区ごとに団地を集約して育林事業を実施することとしました。</p>

<p>造林業者及び林業労働者の動向を勘案すると、今後、団地及び請負事業体の集約化を進める必要があるのではないかと考えられる。</p>	
<p>4 利活用事業について</p> <p>道有林管理センターの近隣にある道の一般会計機関が管理する森林利用施設を設置し、その施設内において道有林の利活用事業で実施される催事と同様の催事を実施している事業もある。</p> <p>各道有林管理センターで利活用事業を推進するに当たっては、全道的な企画立案は道有林管理室で行い、それぞれのセンターの立地状況に応じ、支庁等との協議連携や役割分担を図るなど、より効率的な実施に努めるべきものとする。</p>	<p>利活用事業については、多様な森づくりを進めるため、平成14年度からこれまでの組織を再編し、本庁に「森林環境室」を、全道17箇所「森づくりセンター」を設置し、これまでに培った知識や技術を共有しながら、地域に応じた事業を進めることとしております。</p> <p>また、支庁との連携強化を図るため、各支庁に「林務行政推進連絡調整会議」を置き、森林の持つ機能に応じた多様な森づくりと森づくりへの道民の理解と参加を円滑に進めるよう努めています。</p>
<p>5 道有林野事業債について</p> <p>(1) 公有林整備事業債について</p> <p>起債の償還について</p> <p>公有林整備事業債は元金償還を超える発行が続いているため、未償還の残高が累増している。</p> <p>この起債については、公営企業会計では、独立採算性の基本原則により木材販売収入等の事業収入で償還することが原則であり、公債費の償還財源が不足する部分は他会計借入金で補填されていたが、平成9年度から特別会計に移行してからは、一般会計とは区分して経理されていても実質的には一般会計からの負担をあわせて償還の財源に充てており、財政の厳しい状況下にある北海道に与える影響は少ない。平成12年度には、長伐期施業への転換に応じて償還期限を延伸する施業転換資金制度の対象に公有林が新たに加えられたことから、これを活用して一部を借換えし、償還を先送りすることによって当面の償還予定額が減少しているが、公有林整備事業債の発行については、公益的機能の発揮との関連性を踏まえながらも、より慎重な検討が望まれる。</p>	<p>過去に発行した公有林整備事業債については、施業転換資金制度の対象となるもののうち、要件を満たすものの借換を行いました。</p> <p>なお、平成14年度から会計方式を一般会計に移行したことにより、事業に係る起債は「道債」として整理することとなるため、従前の「道有林野事業債」の発生はなくなり、今後は、全庁的な枠組みの中で総合的に検討することになります。</p>
<p>6 一般会計繰入金について</p> <p>道有林に係る事業のうち、林務行政及び治山事業等の業務は一般会計、道有林の経営等に係るものは特別会計と判断されるが、道民の立場からは、一般会計の負担の合理的な考え方や道有林に係る財務の全体像について、適正な情報開示と説明が期待される。</p>	<p>平成14年度から会計方式を一般会計へ移行したことにより、道有林に係る予算はすべて一般会計で編成されており、従前の「一般会計繰入金」も発生しないこととなります。</p> <p>平成14年度当初予算において、</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・製品生産事業の廃止、 ・組織体制を改正し、人員を削減して人件費の抑制など、事務事業の効率化を図ると共に、 ・道有林の森林整備・管理に係る経費以外については所掌課への移管など予算の明確化を図りました。 <p>また、道有林の全体像については、道民に対しわかりやすい表現で、平成15年度に情報公開することを検討してまいります。</p>
<p>7 財団法人北海道森林整備公社について</p> <p>(1) 収益事業と税務上の取扱いについて</p> <p>財団法人北海道森林整備公社(以下「公社」という。)は、民法第34条の規定に基づいて設立された公益法人であり、行政指導上は、その事業は、寄付行為に定められている公益を目的とする本来の事業(公益事業)と公益事業を補助するために附随的に収益を目的とする事業(収益事業)とに区分される。一方、法人税法上の収益事業は、行政指導上の公益事業と収益事業を問わず、課税の公平性を維持する見地から課税する事業として定めたもので、33の事業を特定していることから、公益法人が行う本来の事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合がある。</p> <p>道民の森管理受託事業は、平成2年9月にオープンした「道民の森」の管理運営及びその施設利用に伴う使用料の徴収事務について、道から管理委託を受けた事業である。精算の結果、余剰が生じた場合は返還する約定となっているため、損益はゼロであることから、法人税法基本通達15-1-28の適用が可能かどうか検討すべきと考える。</p>	<p>道民の森管理受託事業については、法人税法基本通達15-1-28の適用が可能かどうか関係税務署と協議した結果、現状のとおり収益事業と判断されました。</p>
<p>(2) 分収育林事業について</p> <p>平成11年度の管理費用をもとに分収年次までに発生する見込額が今後分収森林勘定に加算されるものとして、分収までに公社が負担するであろう金額を試算すると、公社の負担額は17,604千円となり全60箇所のうち56箇所は負担額が発生することになる。木材の市況は、当初募集開始(現在のスキームを考案した時点)に比較して低下しているとも考えられることから更に公社の負担額は膨らむものと推定される。</p> <p>当初の見込みどおりの販売額を確保できた場合でも、ほとんどの案件が持分額に満たない回収額となり、</p>	<p>分収育林事業の管理費用については、森林を適正に維持管理する上で必要な経費と考えておりますが、今後、公社の負担増とならないよう努めてまいります。</p>

<p>現状では公社の負担となる見込みと考えられる。</p>	
<p>(3) 森林管理等受託事業について 委託料の積算基準について</p> <p>治山・林道事業と森林管理業務では、業務目的が異なるため、積算基準をそのまま引用することは実際の業務実施とは違いが生じる場合もあることから、適正な委託料を積算するため、業務の実態に応じた積算要領の検討も必要と考えられる。</p> <p>現状では、公社は森林管理業務と調査測量業務のコストを区分して把握していないので、それぞれの業務に必要と考えられる間接費の額を算出することは困難であると考えられるが、委託業務の直営化に伴い収支構造も変化していることから、支出状況を踏まえた間接費の積算について検討すべきではないかと考えられる。</p>	<p>道有林が発注している森林管理業務と調査測量業務の積算根拠は、各事業共通の「森林土木事業標準歩掛表」に基づき積算しており、このうち森林管理業務は、その業務形態が専門的な知識を要することから歩掛表の「コンサル的業務」で積算し、また、調査測量業務は、一般的な調査であることから、一般調査費で積算しております。なお、他の業者が受託した場合においても、同様の積算となります。</p> <p>会社では平成14年度から森林管理等受託事業の区分経理を検討し、今後は業務別にコストを把握することとしました。</p>
<p>(4) 公益法人会計基準から見た改善事項 預金について</p> <p>貸借対照表と財産目録の表示上、固定資産が「有形固定資産」と「その他の固定資産」に区分されているが、「基本財産」と「その他の固定資産」に区分して、基本財産である預金については基本財産の部に、特定の目的を有している特定預金については、その目的を示す適切な科目でその他の固定資産の部に表示する必要がある。</p>	<p>貸借対照表及び財産目録における預金の分類方法については、公益法人会計基準に基づき、平成13年度決算から基本財産とその他の固定資産に区分し処理しました。</p>
<p>計算書類の注記について</p> <p>計算書類の注記が記載されていない。次の事項については注記の必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な会計方針(資産の評価方法、引当金の計上基準、資金の範囲等) ・次期繰越収支差額の内容 	<p>計算書類の注記事項については、公益法人会計基準に基づき、平成13年度決算から記載しました。</p>
<p>資金の範囲について</p> <p>資金の範囲を、流動資産(基本財産と特定預金を除外)と流動負債(分収金預り金を除外)とすると、差異が生じていたので、原因調査のうえ適正処理する必要がある。</p> <p>なお、分収金預り金については、その科目の性質上、固定負債として表示してはどうか検討されたい。</p>	<p>資金の範囲に係る差違については、平成13年度決算時に処理しました。</p> <p>また、分収金預り金については、平成13年度決算から固定負債に区分し処理しました。</p>